

平成27年6月19日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年6月19日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、金井浩三君、12番、庄野克宏君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、6月17日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

おはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について。

平成27年6月17日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第7号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について。

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）について。

議案第9号、工事請負契約の締結について。（平成27年度豊原小学校屋内運動場大規模改修・非構造部材耐震化工事）

議案第11号、香川県市町総合事務組合理約の一部変更について。

請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書提出を求める請願。

審議結果。

議案第2号、議案第5号から議案第9号、議案第11号及び請願第1号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、臨時福祉給付金の対象所帯は何所帯あるのか。

一つ、空き家を活用した地域の創生事業委託料500万円は何を委託するものなのか。

一つ、マイナンバー制度導入により、国が企業に対して個人情報管理の指導を行うよう、要望していただきたい。

一つ、「おいでまい」生産・販売拡大対策事業補助金5万円は何に使用するのか。また、「おいでまい」の作付面積はどのくらいか。

一つ、資料館の備品購入費100万円は何を購入する予定なのか。

一つ、子育て世帯臨時特例給付金900万円はどのような人に支給されるのか。

一つ、ふるさと納税50万円の使用目的は決まっているのか。

一つ、公共下水道の工事を行う開発行為の面積はどれほどか。

一つ、豊原小学校屋内運動場の工事の工期が10月31日になっているが、工期が延びて、豊原地区文化祭の開催に支障が出ないようにしていただきたい。

一つ、安保法案は国防問題も含んでおり、現在、国会において慎重に議論されているところであるので、今の段階では意見書の提出をすべきでないと考えため、請願第1号に反対する。

一つ、集団的自衛権で海外で戦争する国にさせない、若者を戦場に送らないという運動が全国各地で起こっており、憲法違反である戦争法案が通ると憲法に従って政治を行うというルールがなくなってしまうため、請願第1号に賛成する。

一つ、国会の審議の中で、参考人全員が憲法違反という結果が出ているのに、戦争法案を無理やり通そうとしていることについて、今、意見を言わなければ間違った形で決められてしまうので、今、意見書を提出すべきであると考えため、請願第1号に賛成していただきたい。

一つ、今回の平和安全法制は自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することであり、国民を守るため隙間のない防衛体制で整備す

るとともに国際社会の平和と安全のための貢献を目的としており、憲法9条の下でできること、できないことを整備したものであるので、請願第1号に反対する。

一つ、集団的自衛権の行使容認を具体化するために、この戦争法案がつくられているとっており、日本国憲法は過去の悲惨な戦争を反省した中から生まれ、今の平和があるので、請願第1号に賛成する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、臨時福祉給付金の対象者は3,500人と見込んでいる。

一つ、空き家を活用した地域の創生事業委託料500万円は、古民家再生事業を行っている団体に、人通りの少なくなった地域に昔の賑わいを取り戻すことを目的に行っていく事業を委託するものである。

一つ、マイナンバー制度の導入により、個人情報の取り扱いについて、国から各企業に対し、通達していると思うが、今後、いろいろな会で話がある度に、周知したいと思っている。

一つ、「おいでまい」生産・販売拡大対策事業補助金5万円は篩（ふるい）の購入を補助するものである。また「おいでまい」の作付面積は、昨年度の作付予定面積で4.3ha程度である。

一つ、資料館の備品購入費100万円は、多度津町に関連している歴史的資料等の購入を考えている。

一つ、子育て世帯臨時特例給付金900万円は、児童手当を支給している家庭の子どもに対して支給するもので、支給額は対象児童一人につき3,000円で、約3,000人を見込んでいる。

一つ、ふるさと納税50万円の使用目的は申請者が決めており、環境美化事業に1万、観光事業に6万円、中学校関係に1万円、図書館関係に42万円である。

一つ、公共下水道の開発行為が出てきている面積は1,962.78㎡である。

一つ、豊原小学校屋内運動場の工事については、豊原地区文化祭の開催に支障が出ないように、できるだけ1日でも早い工期上の部分で精査していきたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号、議案第5号から議案第9号

及び議案第11号については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6月17日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長 小川 保君

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

建設産業民生常任委員会結果報告について。

平成27年6月17日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第1号、多度津町、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（案）の制定について。

議案第3号、多度津町、国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第4号、多度津町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第10号、多度津町町道の路線認定について。

審議結果。

議案第1号、議案第3号、議案第4号及び議案第10号について、委員、傍聴議員より、次のような質問がありました。

一つ、多度津町は、国民健康保険税額が県下で1番高いので、税額を下げる方法を考えていただきたい。

一つ、平成30年度に保険者が市町村単位から、都道府県単位に変わるが、保険料はすぐに一律にならないのか。

一つ、町内保育所の利用時間と利用者数はどのぐらいか。

一つ、保育所と幼稚園の一体化についてどのように考えているのか。

一つ、町道、路線認定後、舗装する予定はあるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、国民健康保険税額を下げる方法については、今後、国保運営協議会で協議していきたいと考えております。

一つ、保険者が都道府県単位で広域化されたとしても、すぐに保険料は統一化されず、県内で協議して決めていくことになります。

一つ、6月1日現在で、町内保育所利用者数は572名であり、利用時間については各園で異なり、約12時間ぐらいです。

一つ、保育所と幼稚園の一体化による認定こども園については、保育園は私立、幼稚園は公立という、多度津町の特異性があり、それらの財政面の問題などを踏まえ、検討しております。

一つ、町道、路線認定後は、最終的に道路整備にて舗装する予定です。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第3号、議案第4号については、委員会として原案を可決し、議案第10号については、委員会として原案を認定した。

また、その他として、執行部より1件の報告がありました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、多度津町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第244条の2第2項、及び議会の議決に付すべき公の施設の廃止、又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採択権が付与されております。

私も採決に加わることとなりますので、ご了承をお願いいたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、平成27年度多度津町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算 (第1号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、工事請負契約の締結について (平成27年度豊原小学校屋内運動場大規模改修・非構造部材耐震化工事) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第9号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第12、議案第10号、多度津町道の路線認定についてを、議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第10号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。
日程第13、議案第11号、香川県市町総合事務組合規約の一部変更についてを、議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第14、請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、去る5月29日に提出されました「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書提出を求める請願」について賛成の立場で討論をいたします。

今戦争か平和か、戦後70年間憲法9条の下、1人も戦争で人を殺さないできた日本の歴史が今、無残にもつぶされようとしており、戦後最悪の戦争法案が、今国会に提出されゴリ押しで何が何でも通そうとされていますが、法案のその内容が明らかになるにつれ、国会外や全国の地方では連日60年安保闘争依頼、安倍政権の戦争法案に反対をし廃案を求める世論と運動の大きな高まりとともに集会、デモが連日実施されております。

衆議院憲法審査会の参考人質疑(6月4日)で自民、民主、維新推薦の憲法学者3人全員が安倍内閣の「安保法制」(戦争法案)を憲法違反と断定、また山崎

拓自民党元副総裁など同党元幹部や歴代政権の閣僚経験者4氏、元自民党政調会長、元金融担当相、亀井静香氏、民主党顧問、元財務省、藤井裕久氏、元官房長官、元新党さきがけ代表、武村正義氏が、6月12日東京、日本記者クラブで記者会見し、安倍政権の安保法制（戦争法案）に反対する意見を声明や口頭で表明をいたしました。

そして各々こう述べております。

山崎氏は、「軍事国家への大転換」として、「安保法制諸法案は、問題点が多々あり、十分な審議を尽くすべきだ。本国会での成立に反対をする。衆議院憲法審査会で憲法学者3氏が集団的自衛権行使を事実上の解釈改憲で認めることは憲法違反にあたる」と反対意見を述べられた。歴代政権が踏襲してきた憲法解釈を一内閣の恣意で変更することは認めがたい。法案が成立すれば、わが国の安保政策の重大転換となり、平和国家としての国是は大いに傷つくことになる。専守防衛政策は他国防衛容認へ、自衛隊の海外派遣止まりから海外派兵容認へ。国際紛争を解釈する手段としての武力行使の永久放棄から後方支援限定ながら武力行使容認へとの大転換だ。必ず自衛隊が自ら血を流し、相手方にも血を流させることになる。総じて言えば不戦国家から軍事力行使国家への大転換を意味をする。」

藤井氏は、「日本は間違った道を進む」として、「集団的自衛権とは何か。完全に対等な軍事同盟です。その特徴の一つは、仮想敵国を作ること。殴られたら殴り返す。こういう敵対的な行動は良くない。では、対策は何か。やはり国連です。国連の根っこは国際連盟です。2国間の争いが第1次世界大戦に至った反省で作られた。国際機関が大事なんです。アメリカは軍事的経済的な肩代わりを日本に求めている。こんなことやっていたら、日本は本当に間違った道をすすむことになる。」

亀井氏は、「黙っていては、いけない」として、「日本は戦後、国際的にいわゆる普通の国ではない（戦争しない国）でいく国是で進んできました。それを一内閣一国会で国家のあり方をガラッと変えてしまおうとしている。今、自衛隊員のリスクがある、ないなんて言っているが、そんな生易しいものではない。戦闘行為をやって戦死者が出るのが当たり前なんです。私たちの共通認識は、日本が戦争に負けて以来、最大の危機に直面していること。こういう危機に黙っているわけにはいかん。戦前に足を突っ込んでいる政治家としての思いを発信しようということになったわけです。」

また武村氏は、「強行すれば大きな禍根を残す」として、「安倍さんは、日本の平和主義をがらりとかえようとしています。海外で武力行使しない日本が武力行使できる国になる。外国で戦争に巻き込まれる可能性が格段に高まります。いわゆる後方支援で闘っている米軍などに弾薬や戦闘機の油などを

自衛隊が運ぶことはまさに兵たん活動そのものです。相手側からみれば、当然攻撃対象になります。国の形を変える大きな政策が、議論が未達成なまま、一挙にケリをつけられようとしている。

国民世論が納得しないまま、一方的に強行採択すれば、大きな禍根を残すでしょう。」

また、村上誠一郎自民党衆議院議員が10日、日本弁護士連合会の院内勉強会「安全保障法制」を問う、に出席し、次のように挨拶をいたしました。

村上氏は、「戦地に次世代を送らない」として、「内閣の一部局の法制局が憲法解釈を変えることができたらどうなるか。戦前のドイツ議会で全権委任法を通し、民主的なワイマール憲法を葬り去った。これで突破口を開けば、主権在民、基本的人権にまで、ときの政府の恣意で憲法を曲げることが出来てしまう。大変な民主主義の危機にある。次の世代が非常に気の毒だ。このままいけば地球の裏側まで戦闘に行くことになる。自民党はいつからこんなに惻隱の情のない党になってしまったのか。私の父（村上信二郎元衆議院議員、故人）は、警察予備隊を立ち上げた。死ぬまで防衛予算は少ないほどいい。自衛隊の身の安全は万全を期すべきだと言っていた。父が言ったことが自分の政治命題だ。民主主義を守るため、次の世代のため、お力をいただきたい。」と述べています。

安倍首相は、戦争を知らない世代です。

あの長い戦争でどれだけの家庭が壊され、多くの人が死に不幸が日本にも戦争の相手方の国にも満ち満ちたかということも知りません。

だからこそ、このような恐ろしい法案を作れるのです。

あの戦争で戦死した多くの同胞の霊に向かって、また日本の兵隊に殺された無数の外国の人々の霊に向かって何とお詫びすべきなのでしょう。

毎年5月に我が多度津町で戦没者追悼式典を行なっているのは何の為でしょうか。

我が国が敗戦という未曾有の苦境に追い込まれた時、私は昭和19年生まれ、70歳を過ぎており、戦後70年と言われている節目のとき、終戦1年前に生まれたわけですが、終戦直後、私の父の兄妹5世帯親子が、それぞれ命からがら満州や中国、大阪、東京などから戦災、疎開、引き揚げなどで生まれた里である私の家に身を寄せたわけでございます。

当時、私の家族も入れて、同じ屋根の下で貧乏ながら28名同居し、1日7升ものご飯を炊いて生活の見通しがつくまで、耐え忍んで生きてまいりました。

そして私の父は、当時海軍に召集され、厳しい訓練を受け、重巡洋艦に命令で乗艦しておりましたが、シンガポール沖での戦闘の最中、敵潜水艦の魚雷攻撃を受け命中し、3日3晩燃え続け被弾を受けた場所の兵は多くが戦死しま

した。

幸いにもかろうじて沈没は免れ、父は九死に一生を得て、港に曳航され終戦を迎えたわけであります。

その時、沈没していれば、又被弾した場所に居合わせておれば、私は戦死者孤児として生きていかなければならなくなり、今の私はなかったわけであります。

この様な悲惨な戦争を二度と起こしてはならない不戦の誓いと願いで憲法9条2項は「軍隊は持たない、交戦権は認めない」と明記をいたしております。

ですから、今の自衛隊は「警察予備隊」としてしかスタートできなかつたわけであり、その後「保安隊」と改名し、「自衛隊」となり、海外に出ることは想定せず「専守防衛」しかできなかつたわけでございます。

今回の「後方支援」はごまかしであり、「武力行使と一体でない後方支援は世界で通用しない」そういうこともはっきりしました。

今回の法案は、海外で武力行使する集団的自衛権を認める。

世界のどこでもアメリカ軍などに「後方支援する」ということですから、憲法違反は明白です。

砂川事件最高裁判決を持ち出して「個別的自衛権か集団的自衛権か区別していない」などと言っておりますが、当時は集団的自衛権なんて誰も考えていない。

「書いてないから集団的自衛権が含まれる」などというのは、判例の読み方として相当おかしいわけであります。

その上、「安全保障政策に責任を持つべきは私たち政治家」だなんていうのは大きな間違いで独裁宣言に等しいと言わざるを得ません。

いずれにしても自民党の反論は成り立たないし、戦争しないはずの国が戦争する国になり、日本の国の存続と人の命に関わる大問題で異常な事態となっております。

このことは本当の意味で危機感を持って国民が立ち上がれるかどうか大きなカギを握っており、保守、革新を問わず、この分野で共闘し、多くの保守層が目覚め、成立阻止へ向かっていくべきであります。

今健全な批判勢力がいなければ、議会は死んでしまうということであり、国会も地方議会も物事の本質をよく議論をし、本音を話し合い、今日本の曲がり角の戦後最悪のこの戦争法案に対し、この暴走を止める為にも廃案にすべきであります。

従って日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」には賛成をし、採択することを求めます。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野議員。

議員（塩野 拓二）

2番、塩野です。

私は「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」についてであります。これらについては国防問題も含んでおり、現在国会において慎重に議論されておるところでありますので、今の段階では意見書の提出はすべきではないと考え、意見書の提出の請願には反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」に賛成の立場で討論をいたします。

戦後70年の節目の年にきわめて乱暴な法案の提出がされました。

戦後70年の間、日本はこれまで憲法第9条が歯止めとなり、平和が保たれ、戦争への道を阻んできました。

二度と戦争の過ちを繰り返してはなりません。

今も未来も平和であり続けたいと願う気持ちは世界の人々の共通のものだと思っています。

私たちの子どもたち、孫たちのためにも、戦争はしないさせない、許さない、日本を継続していかなければなりません。

国際的な紛争は粘り強く話し合いで解決するという、人類普遍の理想を安倍政権は何の痛みも感ずることなく捨て去ろうとしていると言わざるを得ません。

衆議院の憲法審査会の中での参考人の方々からは、四国新聞によりますと、次のような発言の内容であった記載をされております。

早稲田大学の教授の方からは、「集団的自衛権の行使が許されるとした点は憲法違反である。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。」、又慶応義塾大学名誉教授の方からは、「違憲だ。憲法第9条は、海外で軍事活動する法的資格を与えていない。露骨な「戦争参加法案」だ。」、もう一方の早稲田大学教授の方からは、「歴代政権と内閣法制局が作ってき

た従来の法制の枠組みと比べて、今回は踏み越えており違憲だ。」と、3参考人とも違憲としたものであります。

私は、時々思い起こすことがあります。

皆さん方もご記憶にあらうかと思いますが、消費税3%が国会議決をされようとしたときの様子を覚えていると思います。

採決の投票行動で、最後の最後までぎりぎりまで反対をする姿勢、気持ちの表れを示したものだと感じておりました。

この法案成立のとき、やがて消費税率は徐々に引き上げられるだろうと言われていました。

道筋ができれば現在3%から5%、そして8%、更には10%への道も想定をされておるところであります。

今回の法案、集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法案は、現在国会で審議中であります。

だからこそ私たちの意見を、法案に対する意見として国会に届ける絶好の機会と捉えております。

法案が成立してしまってから、道筋ができてしまってからもう止めることはできません。

やがて地球の裏側まで行き、自衛隊は戦争、活動することに繋がっていくものであります。

以上のことから私は「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」に賛成をするものです。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対する反対者の発言を許したいと思います。

隅岡議員。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願書に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

今日本をはじめ世界を取り巻く安全保障の状況は目まぐるしく緊張状態にあります。

核兵器や弾道ミサイルなどの大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しています。

日本の近隣においても日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し核兵器も開発しているという報道もあります。

日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻で

す。

いまや脅威は容易に国境を越えてやってきます。

こうした中で国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる隙間のない安全保障を構築する必要があります。

今回の法整備の目的の一つは、自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することにあります。

平時から有事に至るまで隙間のない法整備をすることによって、日頃から日米間の連携や協力が緊密にできるようになります。

こうした日頃からの十分な備えが結果として抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができます。

一方で国際社会の平和と安全に貢献することも重要です。

なぜなら国際社会の平和と安全があつてこそ、日本の平和と繁栄を維持できるからです。

これまで日本は国際平和協力の場面では20年余りにわたって自衛隊がその役割を担ってきました。

この経験と実績を踏まえ、国際協力のための法制を改めて整備する狙いがあります。

ただ、日本の平和と安全を守ると言っても大切なのは紛争を未然に防ぐための平和外交努力です。

この努力を尽くす中で安全保障整備による抑止力の強化も紛争の未然防止に繋がります。

自衛隊の活動範囲とその行動が広がることを懸念している内容も記載をされておりました。

ここも国会の中で議論されている部分であると思いますが、その懸念があるからこそ新3要件を明示し、自衛隊海外派遣の3原則、またPKO参加5原則を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊の安全の確保をどうするか、2重3重の縛りを設けております。

自衛隊の武力行使については、自国防衛の自衛の措置に限って許され、もっぱら他国防衛を目的とした、集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法9条解釈の根幹は維持をしております。

従って、安全保障法制は憲法9条の枠を超えるものではありません。

日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願書について不採択にし反対の立場で討論をいたしました。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

私は、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について賛成の立場で討論致します。

戦後70年、日本は戦争はしないで来ました。

戦争は人と人が殺し合うことであり、今日まで平和国家として歩み、他国の信頼をも得てきました。

日米安保条約、米軍基地のおかげで日本の平和はあるという声がありますが、本当にそうでしょうか。

ベトナム戦争、イラクアフガン戦争など憲法9条がなかったら、とっくに日本は日米安保の下、米軍と一体となって、戦争に参加し多数の死者、負傷者、自殺者、心に傷を持ち今も多くの方が苦しんでいる。

そういうことを生んできたと思います。

憲法9条こそが平和の砦だったのです。

私たちは憲法に謳っている基本原理、基本的人権、主権在民、平和を絶対に変えてはなりません。

集団的自衛権の行使容認を具体化する為の法案が、戦争法案と言えます。

日本国憲法は過去悲惨な戦争を反省し、その中から今の平和があります。

このことにつきましては国民の皆様80%の方々が、この戦争法案には反対であります。

しかし安倍内閣は強行採決をしようとしております。

また殆どの憲法学者の方々は、集団的自衛権は憲法違反と言いきっております。

子や孫そして若い人たちを戦争に生かすために子どもを育ててはいけません。

戦争のできる国へ、自衛隊が軍隊となり戦争に行くための法案であります。

地方自治体、議会こそが身近な国民の声を、住民の声を国に届ける使命があります。

責任だと思えます。

黙っている人、そしてこの意見書に対して反対する人、本当に戦争に行かず覚悟があるのでしょうか。

以上のことで私は、この「戦争法案」に反対する意見書につきまして提出を求める請願については賛成であります。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。
無いようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより請願第1号についてを採決いたします。
請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。
請願第1号を採択することに賛成の方は、起立を求めます。

(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

起立少数です。
よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。
日程第15、議員提出議案第1号、多度津町議会会議規則の一部を改正する規則
(案)の制定についてを議題といたします。
案文は、お手元に配付の通りであります。
よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。
これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
議員提出議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
日程第16、議員提出議案第2号、議員派遣の件についてを議題といたします。
案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、議員提出議案第3号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、平成27年第2回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時52分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 6 月 19 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記